

平成 30 年度

つくば産学連携強化プロジェクト募集要項  
(合わせ技ファンド)

平成 29 年 11 月

筑波大学

# 平成 30 年度 つくば産学連携強化プロジェクト

## 募集要項

### 1 つくば産学連携強化プロジェクトの目的

産学連携は、大学が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つである。また、それは、大学にとって、研究及び教育活動の充実に役立ち、実社会のニーズを直接知るきっかけともなるものであり、今後益々その拡充を図っていくことが重要である。特に、筑波大学とつくば地区の研究開発法人との連携によって産業界のニーズに応える取組みは、社会からの要請も高く重要な取組みである。

このような背景から、筑波大学は 26 年度より、「つくば産学連携強化事業」を開始し、今年度で 5 回目を迎える。この事業のもと、つくば産学連携強化プロジェクトは、筑波大学とつくば地区の研究開発法人<sup>(注1)</sup>との共同研究を支援することにより、本学を核としてつくば地域から産業界への技術移転や新規起業を目指した研究活動を促進することを目的としている。

(注1) つくば地区研究開発法人とは、産業技術総合研究所（以下、産総研）、農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）、物質・材料研究機構、高エネルギー加速器研究機構等のつくば地区に拠点をもつ研究機関を指す。（うち、筑波大学・産総研分については「筑波大学・産総研合わせ技ファンド」、筑波大学・農研機構分については「筑波大学・農研機構合わせ技ファンド」という）

### 2 つくば産学連携強化プロジェクトの内容と実施方法

#### (1) つくば産学連携強化プロジェクトの内容

つくば産学連携強化プロジェクトは、上記の目的を達成するために、筑波大学とつくば地区研究開発法人の共同研究に対する支援を行い、将来のベンチャー創出や事業化を目指す。

採択されたプロジェクトの代表者は、採択後速やかに国等の研究開発費の申請等を行うなど積極的に研究のための外部資金の確保に努めるものとする。

#### (2) つくば産学連携強化プロジェクトの実施方法

ア 本プロジェクトは、学内からの申請に基づいて、採択されたプロジェクト代表者に、研究経費等の支援、さらにソフト面での支援、例えば外部の研究開発費の獲得の支援や共同研究者の紹介、研究成果の権利化や法的問題での支援などを組合せた「統合支援方式」をとる。

イ 本プロジェクトの選考のための審査等、プロジェクト遂行の支援及び事後評価等は、主として、国際産学連携本部に委嘱して行う。

### 3 募集するつくば産学連携強化プロジェクト

つくば産学連携強化プロジェクトは、つくば地区研究開発法人との共同研究に対して支援するものである。筑波大学の研究経費と同額の研究費を、共同研究を行う研究

開発法人も用意するマッチングファンド形式<sup>(注2)</sup>が望ましく採用のポイントになるが、共同研究を促進することが主たる目的であることから、必ずしも要件ではない。ただし、のちに企業との共同研究に結びつく可能性が高いものは優先される。

(注2) なお、産総研、農研機構と筑波大学は、本プロジェクトに関して連携して支援を実施する。

No.	種 類	内 容	研究 期間	研究費 の支援	施設 利用
1.	つくば 地区研 究開 発法 人と 共同 研究	<p>本学の技術シーズとつくば地区研究開発法人の研究シーズとを組み合わせることにより、更に革新的な技術シーズの創出と移転を目的とした共同研究を対象とする。</p> <p>将来企業での事業化につながる可能性の高いものが優先して採択される。採択されたプロジェクトの代表者は、採択後速やかに国等の研究開発費の申請等を行うなど、とくに積極的に研究遂行のための外部資金の確保に努めるものとする。</p>	1年	100万円 以下/年 程度	利 用 不 可

#### 4 つくば産学連携強化プロジェクトの組織

プロジェクトの組織は、以下のとおりとする。

(1) プロジェクト代表者（プロジェクトリーダー）

プロジェクト代表者は、実質的にプロジェクトを中心となって遂行する本学の常勤の教員とする。

(2) つくば産学連携強化プロジェクト研究員

プロジェクト代表者に協力してつくば産学連携強化プロジェクトの研究を担当する本学教員等。

(3) つくば産学連携強化プロジェクト客員研究員

プロジェクト代表者に協力してつくば産学連携強化プロジェクトの研究を担当する学外の研究者であって、つくば地区研究開発法人の研究者あるいは技術者とする。なお、客員研究員については、旅費等の措置はない。

#### 5 つくば産学連携強化プロジェクトの期間

つくば産学連携強化プロジェクトの実施期間については、平成30年4月1日から1年以内とする。

#### 6 研究関連経費

(1) つくば産学連携強化プロジェクトの研究経費<sup>(注3)</sup>の支援を行う。

(2) 予算及び審査の状況によっては減額される可能性もある。

(注3) 本プロジェクトにおける経費は平成30年度予算から配分するものである。

本プロジェクトで筑波大学から他の研究機関に研究経費が支払われることはない。

## 7 採択プロジェクト数

「筑波大学・産総研合わせ技ファンド」、「筑波大学・農研機構合わせ技ファンド」、その他の研究機関との合わせ技ファンドを合せて 15 から 20 件程度のプロジェクトを採択するが、平成 30 年度予算配分等勘案した審査状況により変更となる可能性がある。

## 8 申請方法

申請に当たっては、別紙様式 1 の平成 30 年度つくば産学連携強化プロジェクト申請書を使用し、学長あて申請するものとする。（提出先は後述 12 参照）

## 9 審査等

- (1) 申請書の審査は、国際産学連携本部長の下に審査委員会を設置して行う。審査委員会は、学内の教員のほか、有識者等によって構成する。審査は、書類審査を中心として行うが、応募数が多い場合は面談による二次審査を実施する場合がある。申請書類は審査委員会でのみ使用し、部外秘の取扱いとする。
- (2) 学長は、審査委員会の審査の結果に基づき、当該申請の採否を決定する。
- (3) 採択されたプロジェクトは、年度末の時点で、研究成果等最終報告書等に基づき評価（審査委員会による書類審査）を行う。

## 10 成果の報告等

- (1) プロジェクトの代表者は、年度末に研究成果最終報告書を、産学連携部（事務）を通じて学長あてに提出しなければならない。
- (2) 各プロジェクトの代表者は、特許等の知的財産の確保に努めるとともに、公開できる研究成果はできる限り速やかに公表するものとする。
- (3) 成果発表会（ピッチ会）で高く評価された研究は、JST 新技術説明会に推薦する。

## 11 申請に当たっての留意事項

- (1) 研究・設備  
研究・設備は、各プロジェクトで用意するものとする。
- (4) 学生の知的財産権について  
「学生が保有する知的財産権の本学への譲渡について」（平成 22 年 7 月 1 日付け筑大産知財第 10-84 号産学連携本部長 副学長（研究担当）通知）により取り扱うものとする。

## 12 申請締切日等

申請書提出期限：平成 30 年 1 月 19 日（金） 17:00

提出先：筑波大学の担当エリア支援室（研究支援）等を経由のうえ、産学連携部（事務）あて

（[renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp)）に電子媒体で提出すること。

E-mail: [renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp)

問合せ先： 申請に関する問い合わせは、下記で受け付ける。

(筑波大学)

国際産学連携本部技術移転マネジメントチーム

永井

産学連携部産学連携企画課

香取

E-mail: [renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp)

Tel: 029-859-1498 Fax. 029-859-1693

なお、以下の国際産学連携本部ホームページから申請書様式をダウンロードすることができる。

国際産学連携本部 URL: <http://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp/>